

税金、払いすぎていませんか？ 年金だけでも確定申告してますか？

大いに制度を活用しましょう。 近藤なつ子

年金だけだからと申告をしないと…
国民健康保険料や生命保険料払っていませんか？

自分で申告をしないと控除されません。60歳を超えても国民年金を任意で払っている方もいると思います。非課税の方でも申告すれば、後述の国保料などは均等割額の軽減されます。申告しましょう！

年間の医療費が10万円を超えていないから、控除できないと思っていませんか？

所得の合計額が200万円までの方は、所得合計額の5%を超えていれば、控除される可能性があります。

例えば、所得の合計額が100万円の方が年間で9万円医療費がかかり、保険金等での補てんが0円であれば、所得の5%5万円を引いて4万円が控除できます。

介護保険のサービスによっては医療費控除の対象になることをご存知ですか？

施設介護サービスやリハビリなどの居宅介護サービスを、結構支払っている方もいるのではないのでしょうか。月に3万円かかって年間36万円です。控除できるかどうか具体的に、各介護事業所や施設に医療費控除の対象になるか確認してみてください。

非課税世帯であれば、「補足給付」の申請をすることで、利用料も減額されます。申請は、介護保険課にしてください。

国保料の均等割額の軽減って？

前年中の所得が一定の基準以下の世帯については、均等割額が7割または5割減額されます。この適用を受けるには、前年中の所得について世帯主を含む加入者全員の所得が判明していることが必要です。

☆「限度額適用・標準負担額減額認定証」

世帯全員が非課税の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、入院時の患者負担限度額及び食費負担が少なくて済みます。この認定証は、国保年金課及び高齢者サービス課(原則75歳以上)に申請し、認められた場合に交付されます。



税金・くらし相談 お気軽に

税金も、医療・介護も負担が増えるばかりです。いまある制度をフルに活用しくらしの防衛をしましょう。



☆区役所での確定申告受付は3/15までです。

【 障害者認定は… 】

この制度を活用するには、区の高齢者サービス課に申請し「障害者認定証」の交付を受け、税金の申請時に一緒に提示します。

要介護認定を受けていて、「6ヶ月以上寝たきり」または「認知症」により、日常生活に支障のある65歳以上の方は、障害者手帳の交付を受けた方に準ずるものとして、福祉事務所長の認定が受けられます。

認定書の有効期限は、対象者の障害事由の存在期間です。

障害者控除(所得税27万円、住民税26万円)、また特別障害者控除(所得税40万円、住民税30万円)を受ければ税金が下がります。

【 医療費控除額は… 】

医療費控除額 (最高200万円)	=	06年中に支払った医療費の総額	-	保険金などで補てんされる金額	-	10万円(所得の合計額が200万円までの方は所得の合計額の5%)
---------------------	---	-----------------	---	----------------	---	----------------------------------

医療費控除額の対象となるのは、医療費、医療等による診療を受けるために直接必要な費用、及び介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価です。

確定申告についてのお問合せは、四谷税務署 (3359)4451 新宿税務署 (3362)7151、及び区の税務課Tel(3209)1111[区役所代表]までお問い合わせください。



無料

近藤なつ子事務所の

くらし・法律相談

3月13日(火)午後7時～8時の予定

※事前に必ずご予約ください

◇その他いつでもお気軽にご相談ください

--子どもも高齢者も輝く新宿に--
日本共産党新宿区議会議員

こんにちは **近藤なつ子** です
NO.104 2007.3.4 発行:日本共産党新宿区議団

区議団控室: Tel.5273-3551、Fax3200-1474
近藤: Tel.090-4849-3227、Fax3200-5163
e-mail: natsuko_kon86@muf.biglobe.ne.jp
HP: http://www5e.biglobe.ne.jp/~natsu86/
印刷掲示責任者 戸山1-16-16-310 近藤奈津子

